

総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会
第十三次中間とりまとめに関するパブリックコメントについて

令和5年8月10日
資源エネルギー庁
電力基盤整備課

令和5年7月7日付けで総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会「第十三次中間とりまとめ」に対する意見募集を行いました。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を別紙のとおりまとめましたので、公表いたします。

1. パブリックコメント実施期間等

- (1) 実施期間：令和5年7月7日（金）～8月7日（月）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム、郵送、電子メール

2. 意見募集結果

提出件数：18件

3. 御意見及び御意見に対する考え方

別紙参照

4. 本件に対するお問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

TEL：03-3501-1511（代表番号）

※類似の御意見をいただいたものについては、代表的なものを記載させていただきます。また、紙面の都合等により、表現は一部簡素化等をしております。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>p. 3 の 23 行目及び p. 45 の 5 行目に関連し、予備電源が災害用であるなら、なたね油や手巻き式などの電源も候補として考えられないか。</p>	<p>予備電源は、休止電源を維持し、大規模災害等で供給力が不足した場合などに備える制度です。人力等の電源では発電できる電気の量（設備容量、発電量双方）が限られると考えられるため、本制度では想定しておりません。</p>
2	<p>蓄電池を安定電源として取り扱う場合の調整係数について、揚水発電所と同じ調整係数を適用する方向で異存はないが、揚水発電所の調整係数は出力継続時間:hによって異なる値となっている。蓄電池の場合、例えば同じ 6MWh の蓄電池でも、1.5MW×4h と 2.0MW×3h で異なる調整係数が適用される理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、蓄電池の場合は劣化により、特に h の部分が減少していくが、h の減少を見越して小さい h で登録することは可能か。例えば、初期性能は 1.5MW×4h だが、劣化を見越して 1.5MW×3h で登録する等。</p>	<p>御理解のとおり、運転継続時間により異なる調整係数が適用されます。</p> <p>また、h（運転継続時間）の部分を、劣化を見越して小さい値で登録することは可能です。</p> <p>具体的な期待容量等算定諸元の入力方法については、電力広域的運営推進機関へお問い合わせください。</p>
3	<p>蓄電池を発動指令電源として取り扱った際の課題として「実需給年度 2 年前の実効性テスト」が挙げられているが、「発動指令電源」の中でも電源種により実効性テストの実施時期を変更する対応はできないか。例えば蓄電池の実効性テストの実施時期は実需給年度の 1 年前にする等。</p>	<p>頂戴した御意見も踏まえつつ、今後の検討を深めてまいります。</p>

4	<p>「相対取引の状況次第で市場への供給量が激減することも考えられ、そのような事業者の予見可能性を著しく損なう状況は、厳に回避する必要がある。」とあるが、相対取引の状況次第で事業者の予見可能性を著しく損なうことが想定される不完全な市場は、抜本的に見直すべきではないのか。</p> <p>非化石証書制度は、目的が「非化石電源の維持・拡大」でありながら、各所からの目先の要望を汲み取ったパッチ当て的な制度改変が多過ぎ、結果として、金融機関からは今後も制度改変リスクがあると捉えられており、投資回収期間が長い非化石電源への新規投資（融資取付）に対して後押しにはなっているとは言い難い。長期的な視点をもった安定的な制度としていただきたい。</p> <p>特に、2033年度からの発電部門へのカーボンプライシング（有償オークション）導入と高度化法義務との関係性は、早期にお示しいただきたい。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の制度設計の参考とさせていただきます。なお、供給力の激減に伴う事業者の予見可能性低下を防止すべく、年度途中での相対取引を中心に調査した上で、証書の需給状況を定期的に把握する予定です。</p>
5	<p>「その後、事務局で各手法について改めて整理した結果、原則として事業者アンケートにより将来の需給バランス見込みを把握することとし」とあり、（参考図 2.3-14）では、年度内に2回の事業者アンケートを計画していることが示されているが、2022年度の状況を鑑みて、2回のアンケートで事業者の予見可能性を高められるものか。</p>	<p>事業者アンケートと発受電月報を組み合わせることで、予見可能性を高められると考えております。なお、需給状況把握の手法については、今後必要に応じて検討を進めてまいります。</p>
6	<p>この2年、「再エネ取引価値市場」「高度化法義務達成市場」の2市場に分かれた運用がされてきたが、一方は需要過多、</p>	<p>頂いた御意見は、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>

	<p>一方は供給過多となっており、市場としての機能を果たしているとは言えない状況にあると考える。2市場の価格形成が他制度（FIP 制度等）の経済性にも影響を与える状況下においては、市場のニーズを経済合理的に反映した価値が顕在化するようすべきである。したがって、電源種毎の非化石価値が一意になるような市場形成が好ましく、「再エネ価値取引市場」「高度化法義務達成市場」の2市場での運営を見直すべきと考える。</p>	
7	<p>予備電源に関して、一部容量市場の内数という整理がされているが、通常時の供給力と非常時の供給力は分け、通常時は小売の負担、非常時は託送・または広い国民負担（税金等）と整理した考え方にすべきであるとする。従い、予備電源を容量市場の一部とする整理は避けるべきと考える。</p>	<p>予備電源については、大規模災害等の容量市場が想定していない事象への備え、又は必要供給力と容量市場の調達量との差分に対するリスクに対する保険的な位置づけの役割を担うものとして、必要供給力の外数として確保することとしております。したがって、容量市場の一部と整理しているものではございません。</p> <p>また、費用負担の考え方については、とりまとめ案にもあるとおり、予備電源制度で負担する費用の対象は、専ら休止電源であり、供給力の外側となること等を踏まえ、容量市場の外側から安定供給を支える制度として、託送負担とすることとしております。</p>
8	<p>高度化法義務達成市場は需給不一致により市場として機能しておらず、供給不足で高騰しているものの、その市場対価の大半は既存電源である水力、原子力に汲みしており、再エネ電源の追加性に寄与できていない。このため、高度化法義務</p>	<p>高度化法は「エネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用を促進すること（高度化法第1条）を目的としており、再エネにのみに限らず、非化石エネルギー源の利用を促進するものであることから、既設水力、原子力</p>

	<p>達成市場は、高度化法義務達成量のうち、FIT 電源、既設水力、原子力などの非化石電源分は義務量から控除した上で、不足分を追加性のある非 FIT 再エネ電源のみを供給源として再設計すべき。</p>	<p>などの電源を控除することは考えておりません。</p>
9	<p>「大規模災害」について今回の制度で想定する災害の影響について、これまでの大規模災害と比較して明確化する必要がある。具体的には、災害の影響の例として、背景に述べている 2022 年 3 月の東京エリアの需給ひっ迫に加え、2018 年 9 月に発生した北海道胆振東部における地震を契機とした北海道ブラックアウト、2011 年 3 月の東日本大震災のような広域での電力需給ひっ迫などが挙げられる。</p>	<p>大規模災害発生時等における需要の減少量や、供給力・需要の回復にかかる期間は様々な要因に依るものと考えられるため、予断を持って見積もることは困難と考えております。他方で、大規模災害等が電力需給に影響した実例として、P. 46 本文及び参考図 2.2-4 において、東日本大震災後の電力需給見通しの推移をお示ししております。東日本大震災においては、震災から 1 年以上経過した高需要期において、緊急設置電源の設置や長期計画停止電源の運転再開がなければ、予備率 3%の確保が困難となっていた可能性があると考えております。このような実例を踏まえ、予備電源を大規模災害等で活用し得ると考えております。</p>
10	<p>現時点の検討では、2022 年 3 月の東京エリアの需給ひっ迫をベースに予備電源制度を創設している。今後の展開として、北海道胆振東部における地震、東日本大震災のような過去の大規模災害に加え、将来、発生が見込まれる首都直下地震などで、予備電源制度をどのように活用していくか、あるいは新たな制度を作って検討するなど、将来の展開について述べる必要がある。</p>	<p>頂いた御意見も踏まえつつ、今後の検討を深めてまいります。</p>
11	<p>予備電源について、ユニット単位の参入を基本としつつも、</p>	<p>DR は様々な電源等を束ねているものであり、比較的柔軟に供</p>

	<p>アグリゲータが需要家のデマンドレスポンスを束ねて参入できる余地、マイクログリッドが参入できる余地がある記述に変更する必要がある。</p>	<p>給力を供出することが可能と考えております。他方で、DRには電源の「休止」という概念がなく、供給力不足時に備えて本制度で休止コストを手当する政策的な必要性は低いと考えられることから、本制度の対象としては想定しておりません。なお、kW 公募や追加オークション等においては、DR が参加することは可能と承知しております。</p> <p>また、再エネ、蓄電池、コジェネのような電源で、必ずしも一定の供給力を継続的に供出可能ではないものや、他の電源から電気の供給を受けポンプアップ又は蓄電が必要となるものについても、大規模災害等における供給力不足への備えという制度趣旨を踏まえ、本制度の対象としては想定しておりません。</p>
12	<p>小売事業者が容量拠出金負担を需要家に求める場合に、その公平な負担額の算定に向け、昨年度の各顧客の電力利用における「夏季または冬季のピーク需要 kW 値」について、前小売事業者から現小売事業者に引き継げることをルール化して頂ければと思います。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>
13	<p>再エネ価値取引市場（FIT 非化石証書取引市場）と高度化法義務達成市場（非 FIT 非化石証書取引市場）を統合すべきと考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>
14	<p>高度化法にある非化石比率向上の目標義務履行に関しては、電力供給の特高・高圧（法人向け）と低圧（主に家庭向け）に分け、前者の特高・高圧に関しては省エネ法/温対法の強化</p>	<p>頂いた御意見は、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>

	<p>により電力小売事業者ではなく需要家サイドにその目標達成に委ね、低圧に対しては引き続き一定規模以上の電力小売事業者の責務とすべきと考えます。目標数値の設定のあり方は、各セクターにおける需給状況ならびに今後の国全体としての非化石比率の目標に合わせ再編すべきと考えます。</p>	
15	<p>期末の需要見通しが不透明な環境では、規制を先倒しでの順守は、過剰調達のリスクとなる。22年度第2回AXまでの供給過剰傾向を併せて考慮すると、小売事業者(P64参考図2.3-10からは、新電力のみならず旧一般電気事業者も、この時期まで義務履行できていなかったことが分かる。)が義務履行を先送りしたことは、経済合理的な必然だったのではないか。バンキングや過剰調達分の転売制度があれば、この課題を緩和できるのではないか。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>
16	<p>「需要を減らすには、2022年度の外部調達義務量を引き下げることが考えられる。しかしながら、年度途中の義務量の引き下げは、事業者の予見可能性を大きく損ない、既に義務量を調達した事業者との公平性にも課題を残す。」とあるが、義務量の予見性にはそもそも限度がある。後述される負担の公平性は、高度化法の目的とは無関係であり、優先順位が劣後する。それよりは義務量の見直しと、超過獲得分のバンキングや転売許可の方が、法の目的に沿った公平性追求になるのではないか(非FIT非化石証書の供給不足が懸念される環境なので、転売には監視は必要と考える。)</p>	<p>頂いた御意見は、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>

<p>17</p>	<p>「非FIT 最終オークションにおいて、必要調達量を第三回オークションにおける非FIT 証書の約定価格等も踏まえた合理的な価格で入札することを代替調達の条件とする。」</p> <p>この価格に関する条件設定は、第3回オークションへの供給量絞り込みによる、価格操縦を引き起こす懸念がある。「合理的な価格」とは、少なくとも異常の生じている市場での約定価格ではないと考えられる。「第3回までのオークションにおける約定価格等を踏まえた、合理的な価格」とし、必要に応じて相対取引価格・内部取引価格も調査し、決定してはどうか。</p>	<p>非化石価値取引市場オークションの入札量や入札価格については、電力・ガス取引監視等委員会によって監視されております。</p> <p>電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会 第五次中間とりまとめ 17頁 20210826_1.pdf (meti.go.jp)</p> <p>また、「合理的な価格」については、第三回オークションの約定価格のみならず、記載いただいたような相対取引価格等も鑑みながら、総合的に判断することを想定しております。</p>
<p>18</p>	<p>「従い、第二フェーズ以降も内部（社内・グループ内）取引の制約量は存在するものの、一定の条件を満たし、事務局においても確認が取れる場合に限り、当該内部取引量の枠を超えて非化石価値を調達しても、外部調達の取引として認めることとする。」</p> <p>非FIT 非化石証書の供給不足が懸念されている状況において、適切な措置とは一概に言えない。この措置の影響は、詳細な分析を要するのではないか。</p>	<p>内部取引量の制約は、高度化法の対象事業者である小売電気事業者に対する非化石価値へのアクセス環境の公平性確保の点から、制度開始時に非化石電源比率の高かった特定の事業者（主に旧一般電気事業者）に対し、内部（社内・グループ内）における取引量に一定の制約を課しているものです。その上で、第二フェーズにおいては、内部取引量を減少させており、当該減少分は外部供出されることから、非FIT 非化石証書の需給バランスに対して、一定程度寄与するものと思われます。他方で、今後カーボンニュートラルに向け、内部において新たに再エネの電源の開発を行うことや、需要側のニーズに伴い自社電源を活用して再エネメニューの提供を行うなどの取組がより増加することが見込まれますが、内部取引量の枠により当該取組が制約されることは本制度の趣旨には反するものとなりますので、一定の条件を満たす場合においてのみ認めるものとなります。</p>

